

なごや看護学会誌 投稿規程

なごや看護学会（以下、本学会）は、会則4条第3号による事業として、本学会の設立趣旨に沿った研究成果発表、会員同士の情報交換等を目的になごや看護学会誌（Journal of Nagoya Nursing Academy）を定期的に刊行する。

1. 投稿者の資格

筆頭著者は、本学会の正会員とする。ただし、編集委員会から依頼された原稿については、この限りではない。

「著者」(Author)とは、投稿された研究において、知的・科学的貢献を果たした人物と考えられている。主に研究の構想、デザイン、データ収集、データ分析および解釈に実質的に寄与し、論文の作成、出版原稿の最終承認を行った者である。それ以外の者は研究貢献者として謝辞の項に列挙し、研究貢献内容（例：データ収集、研究参加者の紹介、研究参加者のケアなど）を明示する。

2. 原稿の種別

執筆領域は、看護学およびその関連領域の学術・技術・実践についての論文とし、投稿原稿は既に発表あるいは投稿されていないものに限る。重複投稿は禁止する。

投稿者は、以下の原稿種別のいずれかを申告する。ただし、査読者および編集委員会の勧告により希望どおりの原稿種別では採用にならない場合がある。

原稿執筆については、「執筆要領」に定める。

1) 総説

看護学に関連する特定のテーマに関して、知見を多面的に概観または文献レビューし、総合的に概説したもの

2) 原著論文

独創性が高く、新たな知見や研究の方向性が論理的に示され、発表の価値が認められるもの

3) 研究ノート

総説ほど完成度が高くないが、関連する特定のテーマに関して文献レビューし学会誌掲載することが有意義と認められるもの

4) 研究報告

原著論文には至らないが、調査や得られたデータをまとめ、看護学の知見を示したもの

5) 実践・活動報告

看護学関連領域の実践や活動で、教育や発展に寄与できるもの

6) 資料

看護学およびその関連領域において有用な資料

6) その他

掲載論文等に関する意見、海外事情、関連学術集会やセミナーなどの報告や、上記以外の分野で、編集委員会が依頼したもの、もしくは適当と認めたもの

3. 研究倫理・倫理的配慮

人および動物が対象である研究は、所属施設等の倫理委員会またはこれに準じるものの承認を得て実施されることが求められる。論文中の方法の項に倫理的配慮や研究対象者への配慮をどのように行ったかを記載する。倫理委員会の承認を得て実施した研究は、承認した倫理委員会の名称および承認番号を本文中に記載する。

ヒトを対象とした研究ではヘルシンキ宣言ならびに文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（2017）などの適切な指針に従うこと。動物を対象にした研究では、実験が実施された組織における実験動物に係わるガイドラインに則した研究であることが求められる。

4. 利益相反の開示

投稿者（共著者を含む）は、当該研究遂行や論文作成に際して、企業・団体等から研究費助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を受けた（利益相反である）、あるいは受けていない旨について、論文に記載し、「執筆要領：5. 利益相反」本学会指定の「利益相反自己申告書」を提出しなければならない（「投稿規程：9.6 利益相反」）。

5. 二重投稿

二重投稿とは、本誌に投稿した原稿と同じものを他の学術雑誌へ同時期に投稿している場合をいう。ほぼ同じデータ群、結果、考察から構成されている場合は二重投稿とみなす。

6. 著作権

著作権については、正会員や共著者の権利保護のために、掲載された原稿の著作権は本学会に属するものとする。掲載後は本学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。

7. 英文抄録のネイティブ・チェック

総説、原著論文、研究ノートおよび研究報告の場合は、英文抄録を作成する。その際、専門家または英語を母国語とする人のチェックを受けたことを証明する確認書を提出する。とくに様式は定めない。

8. 投稿前のチェックリスト

投稿する際には、「投稿論文チェックリスト」を用い、本学会の「投稿規程」および「執筆要領」に合致していることを確認のうえ署名し、投稿原稿とともに送付する。

9. 投稿手続き

- 1) 著者は本学会の投稿論文チェックリストに従って、原稿の最終点検を行う。
- 2) 投稿論文は「執筆要領：1. 投稿原稿の作成」に基づき作成する。
- 3) 投稿は、共著者全員に同意を得て行う。
- 4) 原稿には「表紙」をつける（「執筆要領：4. 投稿原稿について」）。
- 5) 「著作権譲渡承諾書」に著者全員が自筆署名・捺印を付して、原稿とともに「なごや看護学会編集委員会事務局」に送付する。一度投稿された原稿の差し替えには応じない。

- 6) 著者は本学会指定の「利益相反自己申告書(筆頭著者用)」を記載し、原稿とともに「なごや看護学会編集委員会事務局」に送付する。筆頭著者または共著者に利益相反状態が確認された場合は、利益相反状態にある該当者各々が「利益相反自己申告書(該当者申告用)」を記載し、「利益相反自己申告書(筆頭著者用)」と合わせて原稿とともに「なごや看護学会編集委員会事務局」に送付する。
- 7) 原稿受付日は投稿日とする。なお、執筆要項を著しく逸脱するものについては、形式が整った時点を受付日とする。
- 8) 原稿の採否は編集委員会による査読を経て決定する。原稿の修正や論文の種別の変更を求めることがある。
- 9) 論文掲載の採否は、原則2回の査読を経て、編集委員会が決定する。
- 10) 採用が決定した原稿は、所定の期間内に最終原稿(「執筆要領:7. 採用が決定した原稿」)を提出する。

10. ゲラ刷り(校正用の試し刷り)の校正

- 1) 採用が決定した後に行う。
- 2) ゲラ刷りの初回校正は著者が行う。なお、校正の際、著者による論文内容に関する加筆は一切認めない。
- 3) 第2回目以降の校正は著者校正に基づいて編集委員会が行う。本誌全体の統一を図るために、著者に断りなく、語句など訂正することがある。

附則1 この規程は、2018年5月16日から施行する。

附則2 この規程は、2018年12月7日、一部改正する。